

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 こども家庭課

法令名	母体保護法施行規則	法令番号	昭和27年厚生省令第32号		
手続名	被指定者の死亡届出等による指定取消	根拠条項	第15条第4項		
処分基準	<p>母体保護法第15条第1項の規定による指定を受けた被指定者が、同施行規則第15条第1項の規定により指定の取消を受けようとするときは、その指定証を添え、文書により申請しなければならない。また、同2項の規定により、被指定者が死亡し、又は失踪宣告を受けた時は、戸籍法（昭和22年法律第124号）による死亡または失踪の届出義務者は、30日以内に指定者証を添え、文書により届け出なければならない。これらの申請及び届出を受けたときは、同第4項の規定により、その指定を取り消さなければならない。</p>				
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 こども家庭課	交付機関 こども家庭課	目次 No.